

# 110

## 追悼号

追悼

### 前所長を偲んで

所長 小島 昇

当事務所の前所長である父典春は、昨年 9 月 28 日 23 時 59 分眠るようにこの世を去りました。89 歳でした。

父は、昭和 34 年 1 月に小島会計事務所を神保町の交差点近くの巖松堂ビルにて創設しました。以来「正直者が損をしない世の中にするために社会貢献する」と口癖のように言いながら発展させ、昭和 61 年には長男昇に継承させ、新所



長を支えながら仕事への情熱を失わずにおりました。つい最近まで、月一度行われる事務所の全体会議には欠かさず参加し、所員に永年の経験に根ざした講話をしておりました。

昨年 4 月、咳が止まらず医者に見せたところ、肺がんとの診断を受け、一時ははげしい痛みを訴えました。鎮痛剤の投与により治まり、最後まで特に痛みを苦しむこともなく、入院先のさいたま市立病院で私と弟との息子二人に看取られての静かな最期でした。

本号は、前所長の追悼号とさせていただきます。告別式での弔辞などを掲載させていただきました。生前のご厚情に改めて感謝申し上げますとともに、前所長の遺志を継いで顧問先の発展のために全力で当る所存です。今後ともご指導ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

弔辞

我が友人、小島典春君のご霊前に謹んで哀悼の意を表します。何か聞いて欲しいのです。

私が君に初めてお会いしたのは、昭和 8 年の春、君は群馬の太田中学から、私は道内の釧路中学から、小樽高商に入学した年でしたよね。

そして、君は三寮から、私は隣りの二寮から通学を初めましたね。君は何時も学帽を被り黒い制服のホックまできちんと掛けて、優等生の姿でしたが、私を含めて帽子は被らず、制服の第一ボタンまで外して登校する生徒が多かった。従って二百名程の同期生で君の名を知らない生徒は一人も居なかったのではと、私は、感じて居ました。

卒業後、君は日本水産に就職し、私の生れ故郷釧路に勤務し、私は同期小田島君と一緒に三田鉄砲火薬店に就職し、東京支店に勤務することとなった為、お会いする機会が極めて少ない時代を過して来たような記憶があります。

ところが、縁は不思議な廻り合せを齎して、昭和 34 年、私が転職して、神田の富士電興と称する富士電気の代理店商社に勤務した時、君は同じ神田の近くに小島会

計事務所を開設したのでした。我々の親交は一挙に深まって行く感じとなりました。富士電興の社長は、私と戦時中、軍隊同期の男でした。そこで早速会社の監査をお願いし、公私ともに助け合う容となったのでした。

平成 10 年の 7 月、君は自叙伝を発行し、私のところへまで寄贈していただき、本当に有難うございました。内容は、お仕事を中心とした、281 頁に及ぶ立派な作品ですが、最終章、業務のかたわらである標題の末尾に近く、私と君との囲碁対局スナップが載って居たのには驚いた思いだった。

小島典春君。君との長い間にわたる友情と恩義に深く感謝します。どうか、安らかに眠りください。

砂子沢正四

親族代表挨拶

本日は皆様ご多用中のところわざわざ御会葬いただきまして誠に有難うございました。

出棺に先立ちまして小島家を代表して一言ご挨拶を申し上げます。故小島典春は大正五年北海道夕張郡角田村杵臼に小治郎、しげの三男として生まれました。

群馬の太田中学から小樽高商に進学し卒業後合同漁業、日本水産、

共立水産をへて日産皮革の取締役に就任しましたが不況の為、会社清算業務に就き完了後、意を決して独立の為苦勞して勉強し、税理士合格後、小島会計事務所を開設しその後難関の公認会計士に合格しました。その間の努力は並々ならぬものがあり、又、叔母の内助の功も大変な御苦勞であったと思います。叔父には好きなゴルフ、囲碁など楽しみ余生をすごしてもらいたいと思っておりましたが、家族の懸命な看病の効もなくなると。現在、長男昇君が立派にあとをつぎ、二男章裕君も教育者として立派な活躍をされており、叔父も、もう何の心残りもなかったものと信じております。

今後遺族に対して生前にも増してご厚誼を賜りますようお願い申し上げます。

本日はどうも有難うございました。

大賀 智（故人の甥）

**喪主挨拶**

本日はご多用のところ、父の葬儀にご会葬いただきまして、誠にありがとうございました。

また、ご丁寧な御弔意ならびにご香志を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、皆様ご案内のとおり、父は、40を過ぎましてから、公認会計士の道を選んだのでございますが、その理由を、その当時このように話しておりました。「正直に税務申告をした人からさらに多額の税金を取られるようなことがあってはならない。決して、正直者が損をしない」この考えは引退するまで変わることはありませんでした。正しいと信じたことは信念を持って行い、決して曲げない。ある面、頑固でしたが、私にとつて、父は人生のお手本でもありました。

晩年は足がふらついてはおりましたが、気持ちには常に若く、東京の事務所にもよく顔を出しており、周囲の者は父の一層の長寿を確信しておりました。そんな時、肺にがんが発見されました。今年の4月のことでした。突然のことでした。しかし、私たちの動揺をよそに、父は医師の告知にも笑顔で応えていたことを思い出します。7月には幼い日々を過ごした北海道に家族みんなと訪れるなど、ゆったりとした日々を送ることができました。精神力の強さは、医師も驚くほどで、周囲には苦しむ姿を全く見せませんでした。そして去る23日、お彼岸の中日の夜、真西に沈んだ太陽を追うように、西方浄土へと旅立ちました。私たち息子二人に看取られての眠

るような最期でした。89歳の大往生でした。心残りのない幸せな人生であったと思います。父は、今頃、病が進行してから飲めなかった酒と、これは病気の原因でもあったわけですが好きなタバコを、極楽でおいしそうにのんでいることと思います。父が晩年を豊に過ごすことができたのも、偏に皆様方のご厚情の賜と感謝しております。これからは残されたものが力を合わせて父の遺志を受け継いでゆきたいと思えます。これまで同様のご指導ご鞭撻をお願いいたします。私たち息子二人に看取られての眠

小島 昇

**平成十七年の確定申告について**

今年もいよいよ確定申告の時期がやって来ました。平成十七年の税制改正では、定率減税の縮小（平成十八年より実施）が決定されるなど、増税の傾向は強くなっており、また、平成十五年の消費税法の改正により、個人事業者について

も、平成十五年の課税売上高が一千万円を超える人は、消費税を納めなければならなくなります。今回は、平成十七年の改正事項のうち、確定申告に関係する重要な事項と消費税の概要について、簡単に説明したいと思います。

1 平成十七年実施の改正事項  
 ① 社会保険料控除の添付書類  
 今回の改正により、社会保険料のうち、国民年金保険料等（国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金）について社会保険料控除を受ける場合には、証明書の

添付又は提示が必要となります。  
 ② 公的年金控除額の引下げ  
 今回の改正により、満六十五歳以上の人の公的年金等控除額について、従来あった上乘せ部分が無効となりました。ただし、満六十五歳以上の人については、最低でも百二十万円は控除することができるとなっています。  
 ③ 老年者控除の廃止  
 所得者本人が六十五歳以上であり、かつ合計所得金額が一千万円以下である場合について、五十万円の所得控除が認められておりましたが、平成十七年から廃止となりました。  
 ④ 住宅借入金等特別控除制度等の対象となる中古住宅要件の緩和  
 平成十七年四月一日以降に取得した中古住宅については、築年数に関係なく、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術基準又はこれに準ずるものに適合する住宅であれば、「住宅借入金等特別控除制度」「特定居住用財産の買替の特例」の適用が受けられるようになりました。  
 ⑤ 青色申告特別控除額の引上げ  
 青色申告制度は、事業所得、不動産所得、山林所得の業務を行う方を対象に、正規の簿記の

## 会社法改正と既存会社の対応について

(はじめに)

平成 17 年 6 月成立し、平成 18 年 5 月にも施行が予定されている「会社法」は名前を変えたのみならず、法律自体も新たに制定されたことから抜本的に見直されたものとなっております。今回の改正の目的は、第一に昨今の度重なる法改正による規律不均衡の是正と整合性の確保であり、第二に法律による会社の規制ではなく、会社自らによる多様化した選択肢からの取捨選択による会社設計への移行であると言えます。一言でいうならば「定款自治による自らの会社機関設計」と言えるでしょう

(定款自治による機関設計とは)

今回の改正では有限会社を廃止し会社法という一つの法律に取り込むために従前の法律による会社組成から、会社自らの手による組成に方向転換したと言えます。例えば、株主が一人で、会社経営も一人でしていれば、コンパクトに取締役 1 名のみ株式会社として機関設計することができます。他方、会社の規模の大小に係わらず会社法のツールをフルに活用し取締役会・監査役会・会計監査人・会計参与等を設置した重厚な会社

として設計しアピールすることもできるのです。それらは会社のルールブックである定款により自ら決定することとなります。

(会社の登記はどのようなになるか)

登記手続については、株式会社であれば二年に一度は必要とされた役員変更が十年に延長されたことに伴い、役員の異動や、会社の規模等変更がない会社であれば、十年間は必要な登記手続がないこととなります。

そこで、その役員任期十年延長について、ここで若干ふれることにいたします。

(役員任期十年延長とは)

従前の株式会社は最長でも二年に一度取締役の改選が必要でしたが、会社法施行後は「選任後十年以内を終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時まで」延長することができます。これにより、最長十年に一度の取締役の改選でよいことになりました。監査役についても同様に十年まで延長することができます。但し、十年延長できる会社は、「公開会社でない会社」に限り、その全部について譲渡の承認を要す

る旨の定款の定を設けている会社のことをいいます。既存の株式会社で「株式会社」の譲渡制限に関する規定」の記載がなければ、十年延長はできず、取締役は原則どおり二年、監査役は四年の任期となります。又、会社法施行日以前に任期満了している役員には適用されませんが、施行日に任期途中の役員については、任期中に定款を十年延長する旨変更し、現任役員についても当該定款の規定を適用する旨を定めれば延長します。なお、任期を十年とした場合、その期間中の退任は、自らの辞任による他は解任するしかなく、正当な理由がなく解任すれば当該役員は会社に対し、解任によって生じた損害賠償請求ができることとなる点は留意を要します。

既存の小会社(資本金一億円以下の会社)である株式会社については、当該役員変更登記以外、会社法施行後、必要な特段の登記手続はありません。勿論、会社法の適用会社となり、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(「整備法」といわれています)によるみなし規定が適用される会社の機関設定が自動的になされ法務局が職権で各種の登記をすることになります。

されることにより、既存の有限会社も会社法上の株式会社として存続することとなりますが、有限会社としての特有の規律については一部これを維持することとされ整備法に規定されました。既存の有限会社は会社法施行後、必要な特段の登記手続はありませんが、会社法施行後は引き続き商号中「有限会社」という文字を使用する会社となり、当該会社を「特例有限会社」といいます。「特例有限会社」には、従前の有限会社同様に役員任期はなく、定款で役員任期規定を定めず、役員変更登記をする必要はありません。決算公告も従前どおり不要です。株式の譲渡については譲渡制限があるものとみなされますが、他の株主への譲渡については譲渡承認が不要とされ、株主総会以外の機関については、取締役、監査役のみとされ会計参与の設置はできません。尚、特例有限会社から株式会社へ移行するには、商号中「有限会社」の文字を「株式会社」とする定款変更決議を行い、解散及び設立の登記をすることとなります。又、特例有限会社についても、みなし規定が適用され会社の機関設定が自動的になされ法務局が職権で各種の登記をすることになります。

司法書士 田中 信

原則に従った帳簿書類を備え付けることにより各種特典を受けられる制度です。

その特典の一つに青色申告特別控除額がありますが、その控除額が、平成十七年からは六十五万、十万の二段階に集約されることとなります。

これにより、従来五十五万の控除を受けていた方は、六十五万の控除に引上げられますが、簡易な簿記の方法による貸借対照表を確定申告に添付することにより四十五万の控除を受けていた方はそのままでは十万円の控除額となります。六十五万円の控除を受ける為には、総勘定元帳を作成し、それに基づく貸借対照表を添付すれば良いこととなります。

⑥ 特定口座へのタンス株預け入れ  
自己が保管している上場株式等(いわゆる「タンス株」)の特定口座への預け入れは、平成十六年で一旦終了しましたが、平成二十一年の株券のペーパーレス化も迫っているため、平成十七年四月一日から平成二十一年五月三十一日までの間は、一定の要件の下で可能となりました。その際は、実際の取得日及び取得価額で受け入れられるこ

となり、みなし取得価額（平成十三年十月一日の市場価額の終値の八十％）での受け入れは出来ないこととなります。

⑦ 特定口座の取扱者拡大

特定口座の取扱者の範囲に登録郵政公社が加えられました。平成十七年度以後の上場株式等の譲渡について適用されています。

⑧ 特定口座内の上場株式等の無価値に伴う措置

特定口座で管理されていた株式（上場株式等に該当しないこととなった株式で、上場株式等に該当しないこととなった日以後、引き続き保管の委託がされている株式に限ります）が、発行会社が倒産したこと等により無価値化した場合には、これを株式等の譲渡損失とみなす特例が創設されております。この制度は、平成十七年四月一日以後に上場株式等に該当しないこととなり、かつ同日以後に倒産等した会社の株式について適用されます。

⑨ 寄付金控除の対象額の引上げ

個人が、国や認定NPO法人などに寄付を行った場合に、寄付金控除の対象となる特定寄付金の上限額が、総所得金額等の二十五％から三十％に引き上げ

られました。

2 平成十八年実施の改正事項

○定率減税の引下げ

平成十八年分以後について、定率減税は従来の半分となり、所得税では所得税額の十％相当額（上限十二万五千元）、個人住民税については、個人住民税所得割額の七・五％相当額（上限二万円）となります。これにより平成十八年一月より給与の源泉徴収税額表が変わりますので、注意が必要です。

3 消費税の概要

平成十五年の消費税の改正により基準期間（二年前）における課税売上高が一千万円を超える方（個人事業者の場合は平成十七年分より）は、消費税を納めることとなりました。

消費税は、設備投資による多額の支出がある場合等は、その計算方法等の選択やタイミングで有利不利が生ずることがありますので、何かあるときは、早めに担当職員にご相談頂きたい、よろしくお願致します。

（分責 西田 秀男）

千代田国際公認会計士共同事務所  
業務内容

- 1. 税務相談、税務申告書作成
- 1. コンピュータによる帳簿作成、給与計算  
その他の情報処理
- 1. 経営相談、会社の設立増資等の相談
- 1. 法定監査、任意監査

お知らせ

◎年末年始就業日

年末……28日午前中まで

年始……5日より平常通り

◎源泉所得税の納付日

給与等の源泉所得税を六ヶ月毎に納付している会社は、担当所員が納付書をお送りしますので、一月二十日までに納付してください。

朗明実談

『ねんりん』

『ねんりん』の創刊から永年に亘り執筆をされてきた。先生は本紙『ねんりん』の創刊から永年に亘り執筆をされてきた。

私と現所長小島昇氏とは同級生であつた縁で典春先生にご挨拶をさせていただく機会がたびたびあつた。先生は手のひらを後ろ向きに両手を下げ、背筋を延ばし、都度持ち前のやさしい笑顔で迎えてくれたことが深く印象に残っている。先生執筆の『誠実明朗』と『中小企業の興亡』の中からも、その優しいお人柄が充分伝わってきた。事業主を尊重し、やや控えめな表現を以つて様々な事例を様々な角度でどうあるべきかを示された。指導力と洞察力から先生の本来の厳しさを感じとれた。優しく穏やかに警告しつつ、転ばぬ先の杖として釘を刺しているようにも思えた。そう思ったとき本紙に『ねんりん』というタイトルを付

『年輪』は一年一年樹木の成長の証を刻んでいる。——年輪のごとく一年一年地道に歩み、大樹となるように……。いや、それだけではない。先生は木目を年輪と表現されたように思えた。

私も創作過程で実際に木を使うこともあり、木目を誤り失敗することもある。松に赤松、杉や檜なども固さや質が違う。そればかりか板目と正目では板の使いどころも変わるし、いざ釘を打つとなれば釘の太さも下穴を要するかも変わってくる。材質もさることながら木目を考慮しなければならぬ。愚推に過ぎないかも知れないが『中小企業の興亡』には社会と時流、時期と器量の見極めの重要さが盛り込まれ、目的と手段に合った材質を選び年輪と言う木目をよく見極めて対処すべし。これが年輪を重ねるといふことなのですよ。そんな先生の声を感じた。

永年事業主の方々のお役に立てればと執筆しつづけた『ねんりん』そして『誠実明朗』『中小企業の興亡』は先生の愛情というエネルギーにより綴られたものだった。

ご冥福をお祈り申し上げます。

作家 さくら・草五郎